

# 令和5年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和5年4月21日（金）午後2時43分から午後4時まで
- (2) 場 所 県庁1階 漁業調整委員会室
- (3) 出席者 次のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島海区漁場計画の案について（諮問）  
⇒ 鹿児島海区漁場計画を作成することを適当とする旨答申することを決定。
- (2) 遊漁に関する調査について（報告）  
⇒ 県内漁協へのアンケート結果について説明し、パンフレットを作成し、遊漁者が使用できない漁具等の周知を図ることとした。  
これに対して、各漁場での遊漁者の素潜りの有無、遊漁船の営業の有無が分からないと割合が不明のため把握に努めることとの意見があった。
- (3) 特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）  
⇒ 意見なし。

令和5年度 第1回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和5年4月21日（金） 午後2時30分～

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	○
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	×
	重信 雅彦	○
	田村 眞一	○
	野村 敬司	○
学識経験中	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	×
	佐野 雅昭	○
	西 一樹	○
立	肥後 正司	×
	前田 圭子	○
	前田 祝成	×

出席 10  
欠席 4

<事務局等>

職名	氏名
事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	森永 法政
事務局参事（技術主幹兼漁業監理係長）	富安 正藏
事務局書記（主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 諒平
水産振興課漁業監理係 技術主査	保科 圭佑
水産振興課漁業監理係 水産技師	小池 博希

－令和5年4月21日（金）午後2時43分開会－

【開会】

○脇田事務局長

それでは、ただいまから令和5年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。去る3月18日に当委員会の委員でございました中馬委員がご逝去されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

本日は委員14名中10名の出席でございます。漁業法第145条第1項に定めます定足数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それと注意事項です。発言をする場合には挙手の上、議長の了承後にしていただきますようお願い申し上げます。

それでは議長に挨拶と議事の進行をお願いいたします。

○阿久根議長

こんにちは。皆さん、本当に貴重な時間をすみませんでした。

それでは、早速ですが、議事に入る前に議事録署名者について私から指名することよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり）

○阿久根議長

それでは、今回は重信委員と佐野委員をお願いいたします。

【議題1:鹿児島海区漁場計画の案について（諮問）】

○阿久根議長

早速、議事に入ります。議題1は鹿児島海区漁場計画の案についてです。これは諮問事項です。

漁場計画案の訂正があるようですので、県からの説明をお願いいたします。

○水産振興課（村田技術専門員）

漁業調整係の村田です。本年度も引き続きまして、よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

お手元の資料右肩に漁場計画の修正箇所と記載があるものをお配りしております。修正箇所が3点ございます。

1点目ですが、資料にございます通り、鹿児島海区漁場計画の1ページですが、表の1番上の方に漁場番号、漁業種類、漁業の種類とありまして右から2番目に「制限又は条件」という欄がありますが、ここの記載が法律の改正によりまして、「条件」という形になっておりますので、計画のこの欄については全て「条件」という形で修正させていただきたいと思っております。

次に2点目です。漁場計画の69ページと74ページで、のり養殖ですが、左側から2行目のところに、第1種区画漁業権と書いてございまして、その下が、今お配りしている計画では空欄になっていると思っております。

ここには個別漁業権、団体漁業権のどちらかを記載する必要がございますが、これが記載漏れということでございますので、69ページ、74ページの通り、のりの第5号、第28号の2箇所について、「団体漁業権」という文言を追記させていただきたいと思っております。

最後に、3点目ですが、漁場計画の82ページになります。ここも、のりの養殖ですが、一番下の第67号です。この箇所につきましては、高速道路の整備によりまして、この切

替の作業をする前に廃権済みでしたので、67号については全て削除という形で修正させていただきたいと思います。漁場計画の修正箇所については以上です。

○阿久根議長

わかりました。これは訂正ですので、ご意見等は伺いません。

それでは、次に公聴会の結果です。3月7日に鹿児島市、同月21日に鹿屋市、同月29日に阿久根市で公聴会を開催いたしました。鹿児島市及び阿久根市の公聴会出席者は0人、鹿屋市では出席者が1人おりましたが、意見はなかったようです。

この件、特段意見がなかったということの結果を踏まえて、ここから漁業権の種類ごとに、さらに話を詰めていただきたいと思います。

漁場計画案の内容については、前回の委員会で県から説明済みですので、まずは、共同漁業権について、ご意見、ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ございませんね。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

特にご意見等がございませんので、次に共同漁業権の第3種、つきいそ漁業権及び飼付漁業権について、ご意見ご質問ございませんね。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

これも特にないということで、次に、区画漁業権の第1種、魚類小割式養殖業及びくろまぐろ小割式養殖業について、ご意見、ご質問ございませんか。

ありませんね。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

続きまして、のり養殖漁業、他にまとめていきます。わかめ養殖漁業、ひじき養殖漁業、真珠母貝養殖業、ひおうぎがい養殖業、あわび養殖業、かき養殖業、真珠養殖漁業、これらの点について、ご質問、ご意見ございますか。

ありませんね。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

特にないということで認めます。

次に、区画漁業権の第3種、あさり・はまぐり養殖業について、ご質問、ご意見ございますか。

ないですね。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

次に、定置網漁業権について、ご質問、ご意見ございますか。

ないですね。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

特に、ご意見等ないようですので、鹿児島海区漁場計画の案については、作成することを適当とする旨、答申することとしてよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

**【議題2:遊漁に関する調査について（報告）】**

○阿久根議長

議題2は遊漁に関する調査についてです。これは諮問でもございません。県からの報告ですので、報告をお願いいたします。

○水産振興課（小池水産技師）

はい。漁業監理係の小池と申します。

私の方から遊漁に関する報告についてご説明させていただきます。皆さんお手持ちの資料2をご覧ください。

こちらのアンケートについては、皆様からのご意見もありまして、遊漁の実態の把握に向けて、昨年、各漁協に対してアンケート調査を行いまして、その結果を取りまとめたものとなっております。

皆様のご協力ありがとうございました。

このアンケートは、問1は各漁協での従事者及び水揚げ状況について、問2は遊漁者とのトラブルの有無、問3は遊漁者が使用できる道具について、問4は遊漁船業者とのトラブルについて、問5は遊漁者とのトラブル防止対策について、問6は今後の海面利用について、以上の6項目について質問させていただきました。

今回のとりまとめはメールとファックス、それと聴き取り結果を回答に含みます。36漁協からの回答がありまして、支所も含めると46箇所からの回答となっております。

それでは、アンケート結果についてご報告して参ります。めくっていただいて、資料の1ページをご覧ください。

まず、昨年の令和4年度、時点としては8月末時点の状況を取りまとめたものになります。

先ほど説明した通り、36漁協で支所を含め46箇所からの回答になってます。

まず、問1の潜水器、素潜り漁業従事者の実態についてというところです。

素潜りの従事者については、空欄のところもあるのですが、把握した中では468人。

年間水揚げについては、かなり幅があるのですが、25千円ぐらいから300万円までであるという方もいらっしゃいます。

主な漁獲物は、そこに記載している通り、根魚系及び海藻類といったところになってます。

使用している漁具としては、銚、やす、は具、その他として水中銃の使用もしております。

次に、潜水器漁業で、こちらの従事者は106人というところです。

年間水揚げとしては、素潜りよりもやはり多く10万円から、多いところで1400万とい

った金額がありました。主な漁獲物としては記載の通りです。

使用する道具としては、水中銃、銚、やす、は具その他記載の通りです。

問2については、各漁協における遊漁者とのトラブルの実態の調査です。

まず、トラブルがあるかどうかというところですが、46箇所から回答のあったところでは、21箇所です。やっぱり何かしらのトラブルがあったというところでは、21箇所です。

トラブルに関して、近年増加傾向というところが9箇所、主なトラブルの内容は遊漁者による生け簀等の施設の損傷、ごみの不法投棄、密漁、漁場での遊漁というものが主な理由になっております。

続きまして、2ページ目、問3の遊漁者が使用できる道具についてです。特に、チョッキ銚と呼ばれるものは、先端が外れるため、現在、鹿児島県では使用できない漁具です。これについて、それぞれ漁協としても皆さん認識がありますかという問いです。

認識しているという回答があったのは22箇所です。チョッキ銚の参考図がその右横についております。

先端が突き刺さって、その後に離れるといったところで、「やす」の範疇を超えているというものになります。

遊漁者がチョッキ銚を使用しているかというところは、それぞれの漁協管内で9箇所が使用しているところを見たことがあるということで報告がありました。

遊漁者が使用する「やす」の柄の長さについて、魚を突いて捕るために使用する「やす」は、柄が手のひらにあるものは認められるが、手から離れて根魚を捕る使用法は認められておりません。

柄の長さや素材については、現時点では規制はなく、従来の竹以外に、現在ではアルミやカーボン製で、3メートル以上の長さも使用されていると聞いております。

遊漁者が使用できる「やす」については規制が必要であるか、また、その必要な場合はどのような規制を設けるべきかというところで皆さんにお尋ねしました。

規制は46箇所中32箇所から規制は必要だというような回答がありました。

その理由としては、様々な種類が出てきてますので、それが乱獲に繋がるのではないかとこのところでは、

また、現状では規定が曖昧なためということも書いてあります。

規制すべき内容については、長さを規制するという回答が23箇所。幅広ですが、1メートルから3メートル以内というところの回答があります。

規制すべき理由としては、長すぎるものは広範囲で魚が捕れてしまうからということでは、

素材を規制するという回答が13箇所。カーボン製は丈夫ということもあって簡単に魚がつけるという理由があります。その他、発射装置の規制（ゴム）と書いてあります。

簡単に採捕できてしまうということと、手が「やす」から離れていないかがわかりにくいということです。手の中から滑らせたときに、離れていると、それは、「やす」の範疇ではないということです。

続きまして、3ページです。チョッキ銚以外に遊漁者が使用する道具などでトラブルとなっているのは何があるかという問いです。

ありと答えた3箇所のところは、いせえび用のはさみ、集魚灯、アワビおこしといったようなのがあったとの回答です。

理由として、夜間の密漁、夜間に長時間遊漁をすると、漁業者が魚を捕れなくなるということが挙がっております。

あと、各漁協に対して、遊漁者からの水揚げ実績はありますかという問いについて、あると答えたところは5箇所、年に2～18回あるようです。

取引金額としては、5万円から約30万円といったところでは、魚種については記載に

ある通りです。

問4の遊漁船業者とのトラブルです。

まず、トラブルがあると答えたのが20箇所。トラブルの増加傾向が5箇所です。

主なトラブルの理由としては、4箇所答えているところでは漁場での遊漁者とのトラブルがありました。

遊漁場所でのトラブルがあるのが19箇所、その中身としては、養殖場周辺が11箇所、飼付付近が4箇所、魚礁・つきいそ付近が11箇所、漁船操業付近が12箇所でした。

漁具被害があると答えたところが9箇所、漁具の損傷、施設の損傷などがあります。

その他のトラブルについては、漁港内での駐車トラブルが挙げられています。

問5でトラブルの防止策を漁協が自らやっていますかというところなんですが、ここは8箇所やっていると。内容としては、看板を立てるというところで、啓発活動をしているということです。

最後の問6は、今後の海面利用についてです。

遊漁者と漁業者との調整の場が必要かというところでは23箇所、大半が必要だと考えております。

調整すべき事項としては、禁止事項や漁業権に関すること、夜間の遊漁などです。

それに対して、どんな対策が必要かというところに関しては、区画漁業権内への立入禁止、夜間の見回りの強化、禁止事項の周知というところでは、

アンケートの報告書については以上です。

このアンケート結果を受けて、県としてどんなことをしていくかということで、まず遊漁者に対し規則を理解してもらおうというところを促進していく必要があると考えておりますので、今年度はパンフレット等を作成して、遊漁者に対し、広く周知をしていこうと考えております。

その際には皆様の漁協事務所に掲示してもらおうなどのご協力をお願いしないといけないというところですので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いします。

さらに、今回のアンケートは初めて実施しました。

今年も同様に、アンケートをしていくことで実態把握に努めていきたいと考えております。以上です。

○阿久根会長

ただいま県より、遊漁に関する報告がございましたが、県としまして、今後、このアンケートをもとに、パンフレット等で周知徹底に努めるということでございますが、委員の皆様方から、もっとこうした方がいいんじゃないか、こういう規則を作るべきではないかというようなご意見がございましたらどうぞ。

はい、佐野委員。

○佐野委員

はい。まず教えていただきたいんですけど、遊漁者の件と、それから遊漁船業者の件と大きく2つに分かれているわけですね。

全部で36漁協46箇所ということなんですけど、多分これは場所場所で素潜りをやっている所もあれば、やってないところもあって、遊漁船がいたり、いなかったりと思うんですけど。

だから、この数を言われても、割合がどれぐらいでこういったものが発生しているのかわからないんですね。

46箇所のうち、例えば、素潜りがその地域で行われている箇所としない箇所。

それから、遊漁船が営まれている箇所としない箇所。それは、まず初めにそういう質問はされておられるんですかね。

そうであれば、それぞれの数を教えていただきたい。

○小池水産技師

はい、ご質問ありがとうございます。おっしゃる通り、地域ごとでの差はあると思います。離島では素潜りが多かったりするところもあれば、本土の方ではないところもあります。

ただ、このアンケートの中では、すべて回答していただいているわけではなく、空欄で返ってきている箇所等もありますので、今、先生の方からご指摘のあった点については、次回のアンケートの聞き方等に生かして、そういったまずは実態を踏まえた上での数だったり、ちょっと修正をしながら次のアンケートを実施したいと考えております。

○阿久根議長

よろしいですか。

○佐野委員

はい。まず、その数があって初めてこれがわかるということだと思いました。

○阿久根議長

わかりました。はい、他に。重信委員。

○重信委員

すいません。この遊漁とのトラブルとあるんですけども、うちは鹿児島市漁協なんですけど、養殖施設など迷惑をかけている遊漁者がいるというのは重々分かるんですけど、つきいそとか、普通の魚礁の中で、県の方向性として遊漁を排除できるんですか。

僕たちの認識の中では、遊漁を排除できないというふうに自分は思って今までやってきてるんですけど、このアンケートを見る限りでは、遊漁を排除できるような方向性で県は、今からこの委員会を使って、そういうことを今から決めていくのか尋ねたいんですけど。

今ただアンケートを取ったと。遊漁船のトラブルに関して、これからアンケートをとりながら、どういう方向でやっていくのかを伺いたい。

○阿久根議長

はい、県。

○富安技術主幹兼漁業監理係長

今、ご指摘の通り、ここでは漁協に聞いたときに、あくまでも漁協サイドから見て、そういうトラブルがあったということです。漁場でそこから排除するとか、具体的な方向性は県としてはまだ検討してません。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

はい。重信委員。

○重信委員

アンケートを取って実態調査という方向で受けていいんですか。もう1回言いますよ。さっきも言ったように、区画漁業権内の施設に釣り糸がかかったりするので、これの遊漁をどうにかして欲しいんですよ、実際は。

もうイタチごっこで、番がいなければ、遊漁に行って、上に網を張ってあれば、その網に釣り針がかかっていたり、魚の出荷の時に魚に針がかかってたり、もうイタチごっこなんですよね。

行けば逃げるし、だからそういうところでどうにかして欲しいのはあるんだけど。

なんだけど、逆に最初に言ったように遊漁船は排除できないって、これは全国の問題だと認識してるんですよ。遊漁船と漁業者の問題というのは。

そのところがあったもんだから、今、県はアンケートを取ったが、どういう方向でこれからやっていくのかって。



次、またアンケートを取りますって言い方で、回答の中では、いや、排除できないからっておっしゃったけど、ただアンケートをとって実態調査だけやれば意味ないなど。ただ実態を把握するだけで、そこどうなのって思うという意見です。すいません。

○阿久根議長

はい、県庁これについて何か、よろしいでしょうか。

○脇田資源管理監

はい。

○阿久根議長

はい、資源管理監。

○脇田資源管理監

ただいまのご質問については多分3ページのところにあります遊漁場所によるトラブルの話かなと思ったんですけども、漁業権関係では飼付にしる、つきいそにしる漁業権ですので、要は、漁業権侵害ということで親告罪になるのかなというふうに思っています。

ただ、生簀の周りについては、その個人の所有物に係留して損害を与えるとなると、それはまた民間の問題に該当して別の話になってくるのかなという気がしております。漁船付近の操業についても、漁業法上は特に私が知る限りでは、規制がないような感じなので、その辺は話し合いというか、遠慮してもらおうとか、規制とか漁業権要件とかそういう話ではなく、やはり注意喚起をしていって、本当はできないんだということを周知していく話かなと捉えております。

ただ、今回ここに載せているのは、あくまで漁協サイドに、どういうトラブルがありますかということでアンケートを取った結果が返ってきているということでご理解いただければと思っています。

○阿久根議長

はい。他にありますか。はい、田村委員。

○田村委員

牛根の場合は、区画漁業権に入るのは、うちの組合員並びに准組合員でその方が門番となって、漁場を守るという形で一切遊漁船は入ってこないです。

○重信委員

いや、いや、田村委員。

○阿久根議長

ちょっと待ってください。

○重信委員

これは市の違いで、鹿児島市の遊漁船の数がものすごいですよ。ほんで、うちも正組合員しか入らんとですよ。それで、遊漁関係と大喧嘩をするんですよ。

そしたら、関係ないだろうって言って、漁場の区画漁業権内の中にアンカーを打つんですよ。アンカーを打たれると、施設の中層にロープを張り巡らせているから、それに引っかかるんですよ。

そこに落としていって、潜って見ることができないもんだから。それでアンカーを上げずに船で引っ張り回すわけですよ。

そしたら、ロープに傷が入って、たまに切れるんですよ。

要は遊漁船の差が全然違うんですよ。谷山もいれば、上町もいれば、本港もいる。

そこから、遊漁船が来て、さっきも言うように、施設に入っていないじゃないかと、でもアンカーを打ってるんですよ。

○阿久根議長

はい、わかりました。もう暫時休憩にしなきゃならない。もういいですか。

私から1点。私も漁業者として40年過ぎました。

この問題は組合長も私も歴任して、すごくトラブルになりつつあるものです。

私の加世田は36箇所つきいそがあります。

操業区域の中に、従来のごち網の操業区域合わせて8,000メートルまでであるんですが、その中には、今回の漁業権を設定するときにまたすればよかったんでしょうけど。

ラインの件でご承知の委員さんもたくさんいると思いますが、起点を起こした基点Aから、町境、市境それが曖昧なものですから36のうち3つは、今の境界になりますと吹上町漁協のものになってしまうという魚礁も発生しております。

それはもう何回も、委員の皆さんも聞いてる方もいらっしゃいますし、その中で36の中で、つきいそ漁業権の設定が5か6箇所。全部は漁業権設定はどこもしてないと思う。

私が委員長として承知している限り、つきいそ漁業権というものは、優先してその漁協の所属する組合員が使えるものであって、それが使わないときには他の漁業者・遊漁者がということで一本釣りにおいては排除はできないというような認識で今もいるんですが。漁船より遊漁船の方が多いですね。今、重信委員がおっしゃられた通り、しかも一本釣りですから、うちは砂浜のところに36だけポイントがあるもんですから、そこにアンカーを打たれる。

アンカーを打たずに流れ釣りならいいんですけど、アンカーを打って撒き餌をしてくる。そうすると、漁業を営めないわけですね。網も入れられない。網を巻けない。ごち網もやれない。

漁業のためにどいてくれないかって言ったら、よくトラブルになるんですね。今は何らかの形で漁協も強く指導いたしまして、僕が組合長の頃はどけてくださったんですけど、そういうことをすると、これは税金で作ってるんだろと言う。ここに前田先生もいらっしゃいますが、これは税金で作っているんだろと言う人もいます。

だから、これはすごく難しい排除できない問題だと思いますが、私が1つ思うのは、区画漁業権というものはちゃんと海の中に区画を設けて、県知事が認可して、その方々に権利を与えたわけですから、いかなるものであろうが、組合の内規で組合員だけは見張りの役割でその近くで釣ってもいいよっていうのは組合の内部のことですからトラブルにならないと思うんですけど、せめて遊漁者については、区画の中に一步たりとも入れないというような姿勢を県が示さない。

いかんせん公務員という方々、この事務屋の方々は、あっちにはこっちみたいに風見鶏のようにあっち向いてこっち向いてじゃないんですから。

県は最高決定権を持ってるわけです。何のことについても県が強い姿勢を示さないと現場はトラブルになるんですね。

今、言われてこれのことだなどとピンときてると思いますが、県が毅然たる態度で許可権限を持ってるんですから、許可を与えたものにやっぱり責任を持って排除しなさいと、これは違反ですよというぐらにならないと、これは民間の各単協漁協に任せていたら、どんだけでもトラブルになって末代までこれは続く話だと思います。以上です。

間違ってますかね、委員の皆さん。間違っていないですか。

はい、野村委員。

○野村委員

そのチラシを作るって話は、漁協に配布するということですか。

○阿久根議長

はい、県庁。

○小池水産技師

はい。以前、県で「遊漁のハンドブック」を作成しておりまして、随分前なんですけれども、イセエビやマダイ等の体長制限など遊漁者向けに分かりやすいハンドブックを

作成しておりました。

それを今年には予算を取りまして、法律の中身も変わっている部分がありますので、最新の情報で作成して、皆さんに配布していく考えです。

ただ、予算の関係もあって十分な数ではないんですけども、データ版があれば印刷が可能ですし、県のホームページや皆様の漁協のホームページでご協力してもらおうかなと思っております。遊漁者の皆さんはホームページやYouTubeなど見ますし、そういったところに掲載して分かりやすいように遊漁者の人に示そうと計画しているところです。

それをチラシとして、皆さんに配布していくというのを考えてますので、皆さんにご協力をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○阿久根議長

ですから、許可漁業、区画漁業権とか、小割式とかいろんな設定をするわけだから、漁業者同士なら定置網から3,000メートル以内は操業できないとか、そういう漁業者同士には強い縛りをつけてあるわけですね。条件の中に。

それと同じように、やっぱり漁業者が、その区画、養殖にしろ、定置にしろ、いかなるものであれ、権利を与えられているものについては、一本釣りは自由漁業でも入らせないように強く決めないと。現場の漁協に任せたら、現場がトラブルだけ。

ましてや、現場で知り合い同士だったら、こっちには言わないけど、こっちには言うというような差が出てくるので、一本化しないと無理だと思うんですね。

○佐野委員

はい。

○阿久根議長

はい、佐野委員。

○佐野委員

県庁の方は多分、大分悩まれると思うけど、私の漁業法の理解だと漁業権とはいえ、その特定の指定してされた場所で、指定された養殖種目を営む権利、営業権であって、そのエリアの所有権ではないから、そこにはやっぱり入るなどは言えない。

それから、一本釣りは自由漁業なんで、これは、まず漁業法の中で、みんな国民に認められてる権利だから、要するに、漁業者に迷惑をかけない限り、それを排除することができないんですよ。

だから、迷惑行為が起こった上で、もしくは起こりそうだとすることが予想できるところまでいってから、その妨害請求権なり或いは実際に発生した損害賠償に対しては言えるけど、ただ何も悪さしないで釣ってる人まで出て行けとはやっぱこれ言えないところがあって、これは、まさにそういうところを調整するんだったらこの法律ではなくて、調整なんですよ、調整委員会です。

調整規則でも法律を超えてまで規則を作れないと思うんで、だからお互いのマナーの問題なってくると思うんですよ。

マナーだから遊漁者の方も組織化していただいたりしてお互いに話し合っって漁業者と話し合う機会を設けて、お互い理解し合っってマナーを守っってくださいっていうような形でしか持っていけない。

これまでもいろんなところでそういう形でやってきてはいるのかなと思うんですね。

これは本当に難しい問題です。

○阿久根議長

はい。1回暫時休憩しましょう。

—休憩—

○阿久根議長

再開いたします。他に意見等はありませんか。はい、佐野委員。

○佐野委員

質問ですけれども、よろしいですか。遊漁船のほうは、そのような形でやっていくしかないということなんですが、銚突きについては、チョッキ銚とか書かれていることで明らかにダメってなってるものが、もし実際に使用されているのであれば、現場として規制してほしいということだし、そういう調整をしないとイケないと思うんですが、どうお考えなのでしょう。

○阿久根議長

はい、県庁。

○小池水産技師

はい。今おっしゃる通り多くのところから規制はすべきというご意見はいただいております。

ただ以前の委員会でも話があったかもしれないですが、例えば、よく問合せも来んですが、チョッキ銚の使用はできるか否かという問合せがある際に、一貫して、先端が外れるチョッキ銚のようなもの及び発射装置、手から離れていくようなものについては使用はダメですということで一貫した回答をしております。

他の方々にもそういったのを見かけたら注意してもらうようにも声をかけておりますので、そういったところはしっかりと対応しております。

○阿久根議長

いいですか。はい、前田委員。

○前田委員

はい。事実関係だけ。この禁止されているチョッキ銚が県内の釣り具屋さんとかでも買える状態なんですか。

○阿久根議長

はい、県庁。

○小池水産技師

はい。釣り具屋さんではちょっと私が見たところはなかったんですが、ただネットで楽天、Amazon、Yahooショッピングから誰でも購入可能です。

○阿久根議長

これはもう明らかに違反であるものについては、県として凜とした態度で取締をさせていただきたい。もし、見かけた場合は、注意喚起をしてください、また、県庁に情報提供してくださいということよろしいですか。県庁の皆さんも。

(「はい。」という声あり。)

○脇田資源管理監

よろしいでしょうか。

○阿久根議長

はい、資源管理監。

○脇田資源管理監

今、会長が言われる通りなんですけれども、このアンケートを見て分かる通り、漁業者自体もまだ理解されてない部分があったりするので、まず、やっぱりチョッキ銚は遊漁者は使用できないんだよっていうのを広く周知していくというのがまず第1かなと思ってますので、当然見かけたらそういう声掛けをしていただくとですね。

県の方に情報提供していただいてもいいんですけど、いきなりそれをもって取り締まるというのなかなか厳しいものがあるので、その辺は委員の皆様方にもご協力をお願いしたいと思っております。

○田村委員

はい。会長、お尋ねがあるんですけど、銚子というのは昼と夜とでは夜の方がつきやすいと思ってるんですが、これ昼と夜のそれはどうなんですかね、時間制とかあるんですか。

○阿久根議長

採っていいのに時間制限があるかということですか。

○脇田資源管理監

はい、時間の制限は、今のところ県では設けておりません。

○西委員

はい。

○阿久根議長

はい、西委員。

○西委員

水産庁のホームページか何かだったんですけど、県によって夜間を禁止したりとか、そういうのいろいろあるんで、ちょっとそこは調べていただきたいですね。

○脇田資源管理監

はい。西委員からありましたとおり、ちょっとその辺は県においてどういう扱いをしてるかっていうのを全国的な部分で調べさせていただきたいと思います。

○阿久根議長

いいですか、田村委員。鹿児島県としては今のところは漁業者についても一緒なの。

○脇田資源管理監

はい。

○阿久根議長

ここはもう1回整理して、あやふやなことを言うこともできませんので、ちゃんと県が対応案を作った場合には、委員会としてそれを協議して、調整規則に入れ込むなり何なりすればいいんじゃないでしょうか。

他にありますか。この件はもう言いたいことがあれば明日まで言うぐらい、皆さんあると思うので、これについては県がもう少し整理して、できる対応策を考えていただいてからでいいと思います。

### 【議題3:特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について（報告）】

○阿久根議長

続きまして、報告事項ですからね。議題3は、特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用についてです。

これも報告事項です。県執行部から説明をお願いいたします。

○水産振興課（保科技術主査）

はい。漁業監理係の保科です。資料3番で説明いたしますので、資料3と書いてあるものをご用意ください。

めくっていただいて、特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（TAC）の運用についてということで報告いたします。

今回は令和4年4月1日から令和5年3月31日までを期間とする令和4管理年度において、北海道の方からくろまぐろ小型魚と大型魚の枠を譲渡いただいたものですから、

それについて報告をするものになっております。

まず、管理組合の配分ルールとしましては、概ね1割をまず県の留保枠としまして、残り概ね9割を平成22年から24年、これは国が定めた期間ですが、この漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分するというを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲量を反映するとしております。

また、この管理期間中に国から追加配分等がありまして、県の管理漁獲可能量が増加した場合は、今説明した配分の基準に応じて、増加量を配分するとなっております。

次に、配分方法は、令和2管理年度の漁獲実績をもとに、管理区分ごとに次の比率で配分をしております。

また、今回譲渡いただいた分についても、この比率を用いております。

まず、小型魚です。小型魚については、定置漁業、その他くろまぐろ漁業が72対28。

大型魚については、定置漁業、その他くろまぐろ漁業が55対45となっております。

その結果、この表にある通り、小型魚では定置網漁業に7.2トン、その他くろまぐろ漁業に2.8トンの追加となりまして、変更後の漁獲可能量は合計32.5トンとなりました。

大型魚については、定置網漁業に2.8トン、その他クロマグロ漁業に2.2トンの追加となりまして、変更後の漁獲可能量は20.7トンとなっております。

この変更については、令和5年3月17日付の県公報によって告示しているという状況です。

なお、この資料に記載をしていないんですが、令和4管理年度の実績としましては、小型魚は先ほど説明した32.5トン、これに対して84パーセントにあたる27.3の漁獲、大型魚については、29.7トンに対して約80パーセントにあたる16.6トンの漁獲があったところなんです。

以上で報告を終わります。

○阿久根議長

これも報告事項ですし、TACですのでここでどうしろこうしろと言っても。

皆さん、意見は漁業者がかわいそうだという意見は一緒だと思いますので、よろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

ということで、この件につきまして、皆さんご質問ないということなんです。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から、何かこれを聞きたいな、どうなんだったという話がありましたら、どうぞ。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

はい、重信委員。

○重信委員

先ほど、もじゃこの終漁というのを、現場の方から伺ったんですけど、実際の状態はどうなんですか。

○阿久根議長

はい、県庁。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい、もじゃこ漁業につきましては、17日までの漁業ということで、18日をもちまして、採捕終了について県で通知をしております。

現在、18日から鹿児島県が終わりましたので、大分県の方が入漁しまして、時化が続いてますけど、鹿児島県海域で操業している状況となっております。

充足率ですが、本日、全体の取りまとめが終わりまして、全体で93パーセントの充足率でございました。以上です。

○重信委員

93パーセント。ちょっといいですか。誰とかどことは言いませんけど、このもじゃこの許可の時に、確かこの委員会で終漁するのは、満タンになったところから順次止めていくという方向性を聞いたけど、まだその93パーセントそこに満たない方も何人かおるということを耳にしてるんですけど、どういうふうにされてどういうふうに止めたんですか。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。

○阿久根議長

はい、係長。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

はい。県としましては、かん水と、もじゃこ生産協との話し合いで方向性が決まるというふうに認識しております。

今回、一部採れてないということで、県の方ととしましても、生産協などについて、色々とお話をさせていただいたんですけども、最終的にはもじゃこの生産協とかん水の方で、採捕期間はもう延長はしないという判断をしております。県としても、その判断については重いものというふうに受けとめまして、今回そういう判断に至ったところなんです。

○阿久根議長

はい、重信委員。

○重信委員

確か、私がさっき述べた、この委員会の中でのもじゃこ対応のことについて、県の報告の中で、採捕組合とかそういうところの指示に従って止めるって、お宅らが言ってくれば何も問題はなかったんだろうけど、言うように、満タンになったところから順次止めていきますっていうのを私聞いた記憶があるんですけど。

だから、そこがやっぱり一番の問題だったんじゃないですか。

まだ採れていないところに、大分県漁業者が操業するために早くやめないといけんのかというような話も聞きましたけど。

だから、決めたことは決めた通りに、会長が言ったように県の許可ですから、県がやっぱり強い決断とその決定力をやっぱり持つべきじゃないのかなと思います。ただ、これは意見ですからね。

○楠田委員

今の件について、やはり鹿児島県の採捕漁業者がある程度納得いくまでさせて、県が大分県を待たせるといようなことで、その順序的なもので、やっぱり鹿児島県の採捕漁業者がその不満があって、そんな情勢になるのはおかしいと思うんですね。

今、漁業界はものすごく厳しい中で、やはりやる人たちにとってまずい状況になるような、その魚がないのであればいいけど、おるんだったら、鹿児島県の漁業者が納得した上で大分県の漁業者に採っていただくといような方法を取るのがベターじゃないのかなと思いますよね。

そういうところを県としても十二分に把握して、その充足率何パーセントとかかん水がとかそういう話ではなくて、末端まで下げた形の中で皆さん方の漁業者の意見を聞くということが大事なんじゃないかなと思いますよね。

○脇田資源管理監

はい。

○阿久根議長

はい、資源管理監。

○脇田資源管理監

先ほどもお話がありました通り、今回のもじゃこにつきましては、生産団体の中でもちょっと意見の食い違いがあったりした部分があったので、今期についてはもう終わったんですけども、次期に向けて採捕期間の延長のあり方については協議して参りたいというふうに思っています。

先ほどお話がありました、前回委員会で出たご意見っていうのが、確か2月の委員会でのお話で、県の認識と、委員の皆さん方の認識にずれがあったのかなというふうに感じているところです。そこで、その辺はもっと明確に県の方から説明すべきだったなというふうに反省しております。

ただ、その場で県の方から説明してるのは…

○阿久根議長

それ議事録。

○脇田資源管理監

はい、議事録を持ってきております。充足率が100パーセントに達したり近くなったところは、自主的にやめていっていただくということで、相対的なものについては、かん水と生産協の話の中で決まっていくものだろうなという、そういう回答です。

○重信委員

聞いた覚えはないなあ。

○阿久根議長

ちょっと待ってください。はっきり言うから。これは田村委員。委員はかん水の副会長ですよ。ご存知だと思いますが、今年3月1日から7月31日までの許可の中で2年前に我々の盟友でも親友でもございます川南進氏が事故に遭いまして、もじゃこ前に亡骸ももちろん上がらずに、2年で死亡認定が受けられまして、葬儀を済ませましたよね。

そういう悲しい事故もありながら、今年は天候もすごく悪かったのは田村委員もご存知だと思います。

種子屋久の方々は、委員の皆さんも知らない方は聞いてくださいね、何が起こったか現場で。

例えばですよ、うちの家庭にはうちの家庭の事情もある。佐野先生のところには佐野先生の事情もある。契約するのは、各単協漁協が、相手先と、形・サイズ・時期を決めて契約して、有効な時期に採るわけですね。例えば、西之表みたいに小さくてもいいから早く採ってくれと、採捕者はそれで希望に沿うところもありますし、田村委員も個人的にやっておりますが、あのときに僕は田村委員に聞きました。

小さいサイズを採って、慌てて採って、水温とかそういう関係上育つんですか、有効なんですかと聞いたら、小さいサイズはあんまりよくないよねっていう回答は、ここに載ってると思います、僕は覚えてます。

そして、例えば、東町漁協は、12～13度しかその季節はまだ水温がございませぬ。

だから、あのとき私は確認したと思います。

地理的要因、それから、各単協が契約を結んでいる相手方との取引内容にも個々の違



いがある。

その中で3月1日から3月31日の中で、誰だって早く採りたいのは当たり前なんですから、サイズが合いさえすれば。だから、今年3月7日くらいから西之表が出ましたよね。種子島がいつでも網目から漏れるサイズで、それをとって付加価値はないし、それがえさで育つ確率は5割弱。

誰しもが喜ばないんですよ。

私も始めて6,7年になって今回色々見てきて、話も業者としてきましたが、その中で、ここ最近、ここ2航海ぐらいですか。

形のそろった大きい、養殖業者が飛びつくような魚ですよ、田村委員。

そういういいものがやっと来遊しまして、しかも天気はこういう状況ですよ。5日延長しても1日出れるか出られないかという状況です。

延長したって出れない以上は、操業できない延長は5日も0日も100日も一緒なんですよ、仕事できないんだから。

それを天気がいいのにずるずるみんなが90何パーセント採ってるのに、どっかの単協の所属船だけが怠けて遊んで出ないという話なら、ストップかけても当然だと思いますが、その方々は命がけでやってるわけですよ。

人並みには採ってるわけですから、負けないぐらい。でも、天気がすることだからどうにもできないですよ。

種子屋久の方々は、無駄でも出るんですね、彼らは日帰りしかないんだから、ほとんどは時化たら帰ってくるばかり。

この時期は東風、南風ですよ、委員の皆さん。時化というのは、特にあそこは太平洋から佐多岬を吹き抜ける風、東風が強いから、みんな危険なんですよ。

西から入ってくる潮に東から風が来るから、大きな波が生まれて事故が起こるわけです。

でも、種子島の方々は出漁して、東風だったら西側にあんな大きな種子島が高いから西側の馬毛島周辺なんか外に行かなきゃ陰になってるわけですから。

屋久島だって山が高いから西側は風なんで、出られるんだから。できなかつたら帰るだけ風がきたら帰るだけです。

加世田、東町など遠くの方々は、1日しか風がない中で1日しか働けないような時化を食らうような中に行きますか。行ったら今度は3~4日時化で、その方々は風呂も入らずにどこにいるんですか。船に避難して船生活ですよ。種子屋久の方々は家に帰るだけ、風呂に入って自宅にいるだけ。

こっちから南に下る人は命がけで行っても、半日働いて3日も4日も時化になったらどこに我々は隠れていればいいんですか。風呂も入らずに。そういう中で、私の知り合いの40,50代の漁業士になったりする中堅的なもじゃこ漁業者たちは、3月1日から7月31日までの間に、重信委員が言った通りで私も覚えてる通り、その中で安全に有効的に操業して、まずはもう第1に安全が先だと。

無理して小さいのを採ったって、匹数は上がってもキロ数は上がらんと、ましてや養殖業者の田村委員に意見を聞いたら、小さいサイズは歩留まりが悪いと。

だから、そのタイミングを見ながら出る人もいるわけですがね、有効的に今から形がそろってきてるな。見えてきたから行こうっていう人は、時化にあって3航海しかなかったら、契約尾数が採れるわけじゃないじゃないですか。今、見えてきて、今が一番最盛期に入ったのに、60パーセントでも70パーセントでも、かん水と採捕組合は協議会ですからね、任意団体ですよ、採用組合は。協議する場だから協議会なんですよ。

話をする場があるから協議会なんですよ。

それを再三、組合に要望する、足らないと契約不履行になっちゃうところは協議会に

申し入れするわけですがね。うちは困るからもっと延長する方向性で考えてくれって。

それを一方的に打ち切るから、どっちも納得しない。打ち切られる方も県庁に納得しない、打ち切る方も説得しても納得しない。

お互いが納得しない中でなぜ片方だけの納得しない方を切るのか。こう考えてますが、他の魚みたいに、期間を伸ばして採れ過ぎて、値段が下がるものじゃないですよ、これは。各漁協が尾数を契約して、その中で、値段も最初から一律、鹿児島県で決まってるわけだから。

他の漁協に何ら迷惑はかからないわけですよ。例えば、うちの加世田が延長して採ったと。南種子漁協のもじゃこが暴落するかつつたら、値段も尾数も何も関係ないわけですがね。

延長して南種子漁協が持つてる生け簀に泥棒に行くんだったら止められても仕方ないけど、あとは大分県が採るんですよ。この大事な鹿児島県の宝石みたいなもじゃこですよ。

今度は競合して、県外に販売する方々は、大分県は1番飛びつきそうなサイズを鹿児島県から持って行って売りに行くんですよ。

3月に採った魚はどんだけ餌やって、人件費をかけても、田村委員も一生懸命してても、今採れるサイズには至らないんですよ。

しかも、100パーセント歩留まりじゃないんですよ、小さいから7割止まればいいんじゃないですか、僕も今年見たけど、餌に食いつかないから。

それは何すると思いますか、委員の皆さん、県庁の皆さん。洗い替えをするんですよ。今度は。先に採った小さいのは商品にせず潰すんですよ。大きいサイズと入れ替えてくんですよ、販売する方は。これが実態なんですからね。小さいサイズでつぶされたやつは資源管理上問題じゃないんですかこれは。一番資源に優しくない漁業じゃないですか。付加価値のないものを採るんだから。対価にならないものを採るんですよ。

では、なぜ対価になるものを鹿児島県は鹿児島県の漁民に採らせずに、大分県に採らるんですか。僕は間違ってますか。子供でもわかる理論なんだと思いますよ。

養殖業者も喜ぶわけじゃないですか。いいサイズだったら。

来年、契約を結ぶとき、鹿児島県からもらうより、大分県のほうがいいよと、金額が同じだったらこっちを買うよって。

養殖も大きいサイズを育てていけば、おのずと小さいサイズで最初からね、育ててもそれに至ってないのは、販売する時に大分県の方がサイズが大きいのは当たり前じゃないですか。経費もかからないし。

なんでそこまで早く採れ、早く終われって言われるのか意味が僕は分からないですよ。しかも県は明確に言いましたからね。100パーセント採れた順番に止めていくって。

でも、ずるずるはいけないよというのはわかっています。7月31日まであるんだからじっくり行きますというのは、誰もそんな馬鹿なことを言う漁業者はいませんから。

速やかに早く終わりとくても、事情があるわけですよ。

その生産者が5人しかいないところ2人しかいないところはですよ、親が亡くなった7日間喪に服さなきゃいけないのに、もじゃこに出ないとストップされちゃうから親の葬式にも出ないんですか。個々の理由があるわけですがね。

なぜ一律にして、協議もせずに簡単に打ち切るんですか。今年もう終わったから。

来年はちゃんと襟を正して、自分たちに権限があるのであればね。許可権限は鹿児島県にあるって3年前の資源管理監がここで明言したんですからね、我々の委員会です。

だから、許可権限を持つてるのであれば、数字も鹿児島県が把握してるわけでしょう。

きたばかりだけど係長。鹿児島県に報告するんですからね、単協漁協は。検量結果を。鹿児島県がパーセントを分かっているんじゃないですか。各漁業の集計を取ってるん

だから、そこが9割近くすぎるぐらいまでは、6月ならまだしも4月17日は始まってすぐじゃないですか。

安定しない天気の中で、来年はこういうことが絶対起こらないようにしなければ、何のための水産振興課なのか分かりませんよ。

ある一部の特権を握った人たちが、止めるついたら止めるんですか、民間ですからね、協議会は。

それと、もう1点、協議会に入らなければ、県知事許可を出さないという縛りはどこにもないですからね。分かりますか。生産協に入らなければ県知事許可は出さないという縛りはどの生産協にもないですからね。特別にもじゃこだけしたら、みんなしなきやいけなくなりますからね。あれは任意団体ですからね、県庁の下部組織じゃないですから、民間団体ですからね。

機船船びき協議会に入らなければ、バッチ網の許可を県庁は出さないんですか。関係ないでしょ。

その人たちの協議会なんだから。

だから、そういうことにならんように、県が正義の目で見て、しがらみのない中で、ちゃんと漁業を営んで生活ができるように、許可を持った人を守ってやるのが仕事だと思います。僕は次の委員長でこの場にもういてほしくないと思っているのは分かっているけど。

○重信委員

もうそろそろいいんじゃない。みんな帰れないよ。

○阿久根議長

いや、ここでちゃんとしておかないと、来年にまた同じ轍を踏むことになるよ。

○重信委員

管理監が最初にちゃんと言うたよ。来年はちゃんとするって。ですよ。

○脇田資源管理監

はい。

○阿久根議長

もうそれで終わります。言いたいことがあるならどうぞ。

○脇田資源管理監

先ほど言った通りでございます。

○阿久根議長

それでよか。一言言わんな収まらん。委員の皆さんも、現場に出てない方々は、前田委員もね、野村委員も何が起こってるか分からないから、委員は平等にみんな知ってないと、県庁が明言したことを覆したわけだから。現場ではそういうことが起きてるということを知ってくださいね。

鹿児島県庁は大分県庁に半分なってますからね。

○重信委員

ちょっと言い過ぎですよ。

○阿久根議長

我々を止めて。大分県を入れたわけだから。今、大分県は、わざわざ喜んでるよ。

はい、それではもう終わります。今日の協議は終わりましたので、事務局長締めてください。

○脇田事務局長

はい。次回の委員会の話なんですけれども、冒頭申し上げた通り、中馬委員がご逝去されて、会長代理の第1位となってきましたので、次回の委員会で会長代理を選定したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 阿久根議長  
それでは、終わります。
- 脇田事務局長  
どうもありがとうございました。

－令和5年4月21日（金）午後4時閉会－